

## 標準応答スペクトルの規制への取り入れに伴う基準地震動の変更の 要否に係る審議結果（九州電力玄海原子力発電所）

令和3年7月7日  
原子力規制庁

### 1. 経緯

令和3年4月21日の第5回原子力規制委員会において、標準応答スペクトルの規制への取り入れのための実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈（以下「解釈」という。）の改正が決定され、同日付で施行された。

また、解釈改正後の手続が了承され（参考1参照）、原子力規制委員会から原子力事業者に対し、解釈の改正に係る対応について指示した。

当該指示に基づき、原子力事業者から、設置変更許可申請が2件<sup>1</sup>、基準地震動の変更が不要であることを説明する文書の提出が6件<sup>2</sup>なされた（7月6日現在）。

このうち、九州電力玄海原子力発電所について、基準地震動の変更の要否に係る審議が終了したので、その審議結果を示すとともに、今後の対応（案）を諮る。

### 2. 九州電力による評価内容

九州電力から、4月26日（6月17日一部補正）に基準地震動の変更が不要であることを説明する文書が提出され、6月18日に公開の会合<sup>3</sup>において審議を行った。

九州電力による評価内容は以下のとおり。

- ・標準応答スペクトルを考慮した地震動評価では、新たに取得した地震観測記録や最新の技術的知見等も含めた多面的な検討により、標準応答スペクトルを考慮した地震動評価に用いる一次元地下構造モデルを設定。
- ・一次元地下構造モデルの地震基盤相当面 ( $V_s=2100\text{m/s}$  の層上面) において、標準応答スペクトルに適合する模擬地震波を作成。

<sup>1</sup> 川内1、2（4月26日）、東海第二（6月25日）。

<sup>2</sup> 玄海3、4（4月26日）、美浜3（5月12日）、高浜1～4（5月12日）、大飯3、4（5月12日）、柏崎刈羽6、7（5月18日）、女川2（5月20日）。このうち、高浜1～4及び大飯3、4は、第13回原子力規制委員会（令和3年6月16日）において、基準地震動の変更が不要であると認められた。

<sup>3</sup> 標準応答スペクトルの規制への取り入れに伴う設置変更許可申請等の要否に係る会合（[https://www.nsr.go.jp/disclosure/committee/other\\_meetings/20210618\\_01.html](https://www.nsr.go.jp/disclosure/committee/other_meetings/20210618_01.html)）

- ・地震基盤相当面に作成した模擬地震波に、地下構造モデルを用いた一次元波動論により地震波の伝播特性を反映し、標準応答スペクトルを考慮した解放基盤表面における地震動の応答スペクトルを設定。
- ・標準応答スペクトルを考慮した解放基盤表面における地震動の応答スペクトルと新規制基準に係る許可<sup>4</sup>における基準地震動 (Ss-1 から Ss-5) の応答スペクトルとを比較。
- ・上記に基づき評価を行った結果、標準応答スペクトルを考慮した解放基盤表面における地震動の応答スペクトルが基準地震動 (Ss-1 から Ss-5) のいずれかの応答スペクトルに包絡されることから (参考2参照)、改正後の解釈を適用しても基準地震動の変更は不要と判断した。

### 3. 審議結果

公開の会合における審議の結果、解放基盤表面において、標準応答スペクトルを考慮した地震動の応答スペクトルは、一部の周期帯で同一の基準地震動の水平方向及び鉛直方向の応答スペクトルに包絡されていないこと<sup>5</sup>を確認した。

S クラス機器を内包する建物・構造物等の基礎地盤及び周辺斜面の安定性評価並びに耐震設計においては、同一の基準地震動の水平動及び鉛直動を用いて評価を行う必要があるが、基準地震動 (Ss-1 から Ss-5) には、標準応答スペクトルを考慮した地震動を同一の基準地震動の水平方向及び鉛直方向の応答スペクトルで包絡する基準地震動は存在しない。したがって、基準地震動の変更が不要であるとは認められないと判断した<sup>6</sup>。

### 4. 今後の対応 (案)

3. の審議結果の報告を踏まえ、玄海原子力発電所については、改正後の解釈を適用しても、基準地震動の変更が不要であるとは認められないため、その旨を別紙のとおり九州電力に通知する。

<sup>4</sup> 玄海3、4：平成29年1月18日許可

<sup>5</sup> 例えば、周期0.02秒付近において水平方向では基準地震動Ss-4に包絡されるものの基準地震動Ss-5に包絡されておらず、鉛直方向では基準地震動Ss-5に包絡されるものの基準地震動Ss-4に包絡されていない。

<sup>6</sup> 改正後の解釈において、「全国共通に考慮すべき地震動」の策定に当たって用いることとされている知見のうち、2004年北海道留萌支庁南部の地震の観測記録から推定した基盤地震動については、新規制基準の許可に係る審査において既に評価対象としていることから、今回の審議対象としていない。

別紙 実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈の改正に伴う基準地震動の変更の要否について（通知）

参考 1 「標準応答スペクトルの規制への取り入れのための実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈等の一部改正後の申請等の手続について」（令和 3 年 4 月 21 日原子力規制委員会）

参考 2 標準応答スペクトルを考慮した地震動と基準地震動との比較

(案)

番 号  
年 月 日

九州電力株式会社 代表取締役 社長執行役員  
池辺 和弘 宛て

原子力規制委員会  
NRA-Ce-21-

実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準  
に関する規則の解釈の改正に伴う基準地震動の変更の要否につい  
て（通知）

令和3年4月26日付け原規規発第2104264号（NRA-Cb-21-002）に基づき、令  
和3年4月26日付け原発本第15号（令和3年6月17日付け原発本第52号をもっ  
て一部補正）をもって提出のあった「玄海原子力発電所3号炉及び4号炉基準  
地震動の変更が不要であることを説明する文書」について、審議の結果、貴社  
玄海原子力発電所に関し、基準地震動の変更が不要であるとは認められないの  
で通知する。

## 標準応答スペクトルの規制への取り入れのための実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈等の一部改正後の申請等の手続について

令和3年4月21日  
原子力規制委員会

標準応答スペクトル<sup>1</sup>の規制への取り入れに関する実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈をはじめとする7つの解釈<sup>2</sup>（以下「解釈」と総称する。）の一部改正後における耐震Sクラス施設を有する原子力施設（以下「対象原子力施設」という。）についての申請等の手続は、以下のとおりとする。

### 1. 原子力事業者における手続

(1) 改正後の解釈の施行時において、新規規制基準（特定重大事故等対処施設又は第三直流電源の設置に係るものを除く。以下同じ。）に係る許可<sup>3</sup>を受けている対象原子力施設については、以下のとおりとする。

- ① 原子力事業者は、改正後の解釈の施行後9か月以内に、基準地震動に関し、標準応答スペクトルによる評価を行うという方針及び当該方針に基づいて行った評価結果（以下「方針等」という。）を記載した許可の申請（以下「申請」という。）を行うこと。
- ② ただし、原子力事業者は、改正後の解釈を適用しても基準地震動を変更する必要がないと考える対象原子力施設については、改正後の解釈の施行後3か月以内に、基準地震動の変更が不要であることを説明する文書を原子力規制委員会に提出することができる。この場合において、原子力規制委員会が基準地震動の変更を不要と認めた対象原子力施設については、申請は不要とする。また、原子力規制委員会が基準地震動の変更を不要とは

<sup>1</sup> 「震源を特定せず策定する地震動に関する検討チーム」の検討結果において「震源を特定せず策定する地震動（全国共通）」として取りまとめた標準応答スペクトルをいう。

<sup>2</sup> 「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈」、「研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈」、「再処理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈」、「加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈」、「試験研究の用に供する原子炉等の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈」、「使用済燃料貯蔵施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈」、「廃棄物管理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈」

<sup>3</sup> 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第16条第1項、第26条第1項、第43条の3の8第1項、第43条の7第1項、第44条の4第1項及び第51条の5第1項に規定する変更の許可をいう。

認められないとの判断をした対象原子力施設については、原子力事業者は、改正後の解釈の施行の日から9か月を経過する日又はその旨の通知を受けた日から起算して3か月を経過する日のいずれか遅い日までに申請を行うこと。

(2) 改正後の解釈の施行時において、新規制基準に係る審査を受けている対象原子力施設については、以下のとおりとする。

① 原子力事業者は、改正後の解釈の施行後9か月以内に、現在審査を受けている対象原子力施設について、方針等を記載した補正申請を行うこと。ただし、以下の②に該当する場合には、この限りではない。

② 原子力事業者が、改正後の解釈の施行後9か月以内に、改正前の解釈に基づき新規制基準に係る許可を受けた場合は、次のとおりとする。

原子力事業者は、当該許可を受けた対象原子力施設については、改正後の解釈の施行の日から9か月を経過する日又は当該許可を受けた日から起算して3か月を経過する日のいずれか遅い日までに、方針等を記載した申請を行うこと。

ただし、原子力事業者は、改正後の解釈を適用しても基準地震動を変更する必要がないと考える対象原子力施設については、改正前の解釈に基づき新規制基準に係る許可を受けた日から起算して3か月以内に、基準地震動の変更が不要であることを説明する文書を原子力規制委員会に提出することができる。この場合において、原子力規制委員会が基準地震動の変更を不要と認めた対象原子力施設については、申請は不要とする。また、原子力規制委員会が基準地震動の変更を不要とは認められないとの判断をした対象原子力施設については、原子力事業者は、改正後の解釈の施行の日から9か月を経過する日又はその旨の通知を受けた日から起算して3か月を経過する日のいずれか遅い日までに申請を行うこと。

(3) 原子力事業者は、改正後の解釈の施行時において、新規制基準に係る申請を行っていない対象原子力施設について、今後新規制基準に係る申請を行う場合には、方針等を記載した新規制基準に係る申請を行うこと。

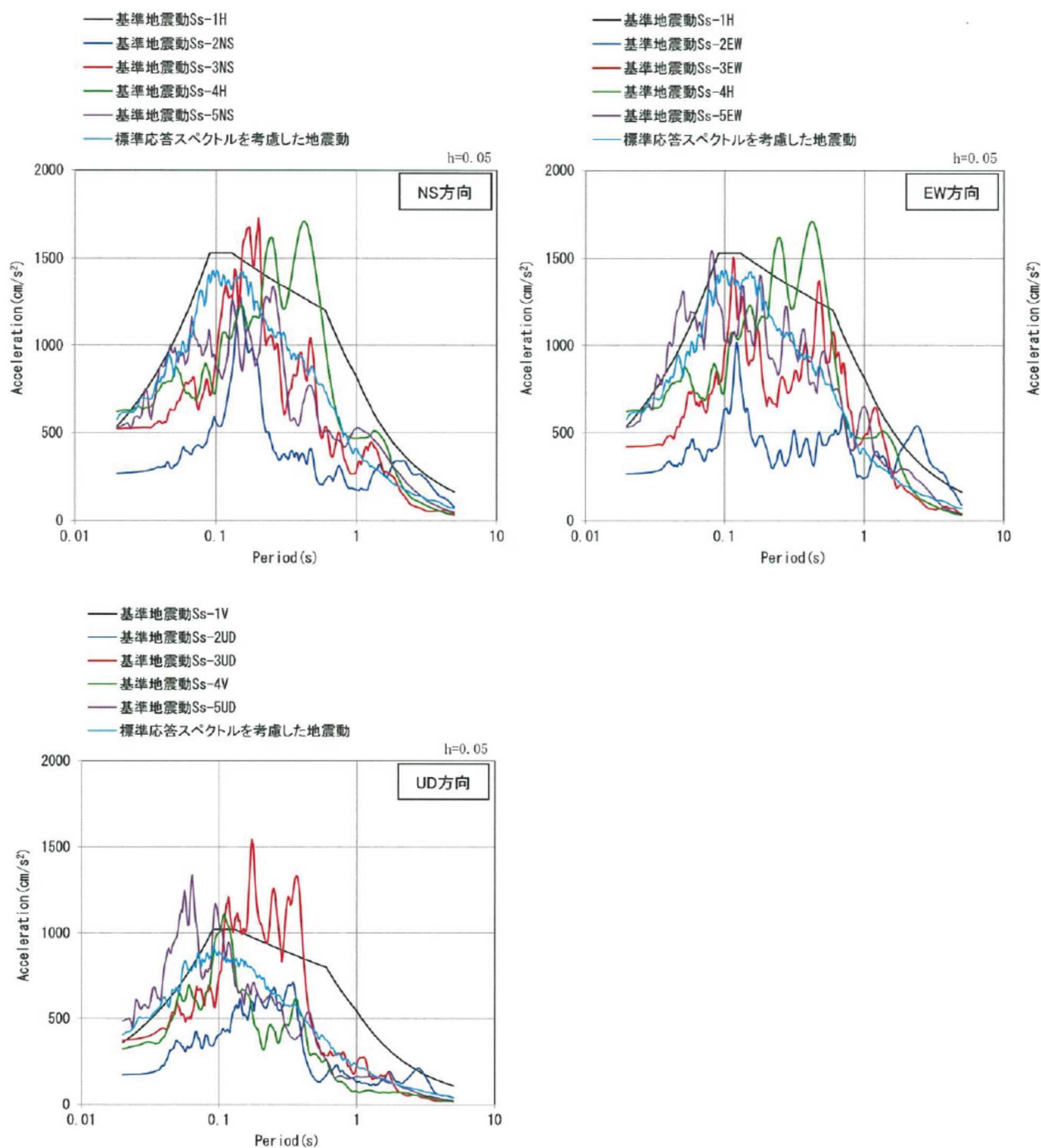
## **2. 原子力規制委員会における対応**

(1) 原子力事業者から基準地震動の変更が不要であることを説明する文書の提出があった場合は、原子力規制委員会委員及び原子力規制庁の職員による公開の会合で基準地震動の変更の要否について審議し、審議結果を原子

力規制庁から原子力規制委員会に報告する。必要に応じて、公開の会合に原子力事業者の出席を求める。原子力規制委員会は、基準地震動の変更が必要かどうかの判断を行い、その結果を原子力事業者に通知する。

- (2) 原子力事業者から各申請の期限までに当該申請がなされなかった場合には、報告徴収命令その他の必要な対応を検討する。

### 標準応答スペクトルを考慮した地震動と基準地震動との比較



### 基準地震動と標準応答スペクトルを考慮した地震動の加速度応答スペクトル

第2回標準応答スペクトルの規制への取り入れに伴う設置変更許可申請等の要否に係る会合  
(令和3年6月18日) 資料より抜粋 (<https://www.nsr.go.jp/data/000356200.pdf>)